

一般社団法人日本人間工学会支部規程

制定：平成21年11月13日

改訂：平成25年6月1日

(目的)

第1条 一般社団法人日本人間工学会（以下学会と称す）は定款第3条に定めた目的を達成するために定款第42条に基づき支部を設置する。本規程は支部に係る事項について定めるものである。

(支部)

第2条 学会に以下の支部を置く。各支部の所属地域は別表のとおりとする。
北海道，東北，関東，東海，関西，中国・四国，九州・沖縄

(構成員)

第3条 学会会員は第2条に定める支部のうちの1つに所属しなければならないが、複数の支部に所属することはできない。

第4条 支部の構成員は原則としてその支部に属する都道府県に勤務地または住所のある学会会員とする。勤務地と住所が異なる支部となる場合は、本人の希望によりどちらか1つの支部を選ぶことができる。

(支部総会)

第5条 支部は毎年1回支部総会を開催する。また必要に応じて臨時支部総会を開催することができる。

(支部長)

第6条 各支部に支部長1名を置く。

第7条 支部長は各支部において、学会役員選挙日程に合わせて、次期代議員内定者の中から選出する。

第8条 支部長の任期は2年とし、学会役員の任期と同一の期間とする。再任を妨げないが、連続して2期(4年)を超えることはできない。

(支部規約)

第9条 支部は運営に関する支部規約を定めることができる。支部規約については、原則として支部のホームページなどで公開する。

(補助金)

第10条 学会は各支部に対して活動費を補助する。

(報告)

第11条 支部は毎年度の事業計画と事業報告、予算書、決算書を学会に報告しなければならない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

付則 本規程は平成25年6月1日より施行する。

別表

北海道	北海道
東北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
関東	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 新潟県, 静岡県
東海	岐阜県, 愛知県, 三重県,
関西	富山県, 石川県, 福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県,
中国・四国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州・沖縄	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県